

京都府立図書館視覚障害者等サービス規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立図書館の管理運営に関する規則（平成13年京都府教育委員会規則第1号）第7条第2項に基づき、視力障害等により図書館資料の閲覧が困難な者に対する対面朗読等の図書館サービスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 この規程に定める図書館サービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対面朗読サービス
- (2) 音声資料並びに著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第1項及び第3項等により製作された視覚障害者等用資料（以下「音声資料等」という。）貸出サービス

(利用者の範囲)

第3条 図書館サービスを利用できる者は、京都府立図書館個人貸出規程（以下「貸出規程」という。）第5条による図書カードの交付を受けている者のうち、以下のいずれかを満たす者とする。

- (1) 視覚障害のため身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「視覚障害者」という。）
- (2) 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン（平成22年2月18日図書館における著作物の利用に関する当事者協議会策定）で示された次のいずれかの状態にあつて、かつ、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者（以下「視覚著作物利用困難者」という。）。

ア 視覚障害

イ 聴覚障害

ウ 肢体障害

エ 精神障害

オ 知的障害

カ 内部障害

キ 発達障害

ク 学習障害

ケ いわゆる「寝たきり」の状態

コ 一過性の障害

サ 入院患者

なお、本号に該当する者は、京都府立図書館音声資料等貸出サービス利用登録申請書（別記第1号様式）により申請する。

- 2 上記の規定にかかわらず、京都府立図書館（以下「府立図書館」という。）の長が必要と認める者は、利用することができる。

(対面朗読の利用時間)

第4条 1回当たりの利用時間は、2時間以内とし、必要に応じて延長できるものとする。

(対面朗読の対象となる資料)

第5条 対面朗読の対象となる資料は、原則として府立図書館の所蔵資料又はこれに準ずる資料で、利用者が希望するものとする。

(対面朗読の予約)

第6条 対面朗読の利用を希望する者は、電話、FAX、口頭等で府立図書館へ予約申込を行うものとする。

(音訳協力者)

第7条 障害及び障害のある方に対する理解と関心を持ち、原則として音訳講習修了者であって、府立図書館の所蔵資料又はこれに準ずる資料の音訳を行うため府立図書館に登録されたものを音訳協力者とする。

2 府立図書館は、利用者から対面朗読の希望があった場合に、その朗読を音訳協力者に依頼することができる。

3 府立図書館は、前項により対面朗読を実施した音訳協力者に対し、予算の範囲内で報償費を支給するものとし、報償費の支給については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

(音訳協力者の登録)

第8条 音訳協力者の登録は、音訳協力者登録申込書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 音訳協力者の登録に当たっては、ボランティア保険に加入するものとする。ただし、当該音訳協力者が同等制度の保険に加入している場合はこの限りではない。

3 府立図書館は、ボランティア保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。また、毎年度末に音訳協力者の次年度への継続登録の確認を行い、前項により保険料を負担する。

(貸出の対象となる音声資料等)

第9条 貸出の対象となる音声資料等は、図書館等で所蔵するカセットテープ、CD、DAISY及び著作権法37条第1項及び第3項等により製作された視覚障害者等用資料とし、別表のとおり区分するものとする。

(音声資料等の貸出手続)

第10条 音声資料等の貸出手続きは、貸出規程第8条各項の規定に準ずるものとする。

2 視覚障害者が郵送による音声資料等の貸出を受けようとするときは、電話、FAX、口頭等により府立図書館に申し込むものとする。

3 貸出を受けた音声資料等を紛失又は汚損若しくは破損した者は、直ちに府立図書館に申し出なければならない。

(音声資料等の貸出点数及び貸出期間)

第11条 音声資料等の貸出点数は、1人10点以内とする。

2 この規程により貸し出す音声資料等の貸出期間は、貸出日から1箇月以内とする。

(音声資料等の継続貸出)

第12条 音声資料等の貸出を受けた者の継続貸出は、貸出規程第9条の規定に準ずるものとする。

- 2 視覚障害者等は、前項による方法のほかにFAX等により府立図書館に申し出て継続貸出手続を受けることができるものとする。

(音声資料等の予約)

第13条 音声資料等の予約は、貸出規程第10条の規定に準ずるものとする。

- 2 視覚障害者等は、前項による方法のほかに電話、FAX等により府立図書館に申し出て予約手続きを行うことができるものとする。

(音声資料等の返却手続)

第14条 利用者が貸出を受けた音声資料等を返却するときは、貸出規程第11条第1項の規定に準ずるものとする。

(補則)

第15条 貸出規程及びこの規程に定めるもののほか、視覚障害者等に対するサービスについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年11月9日から施行する。
- 2 京都府立図書館対面朗読等規程（平成13年5月7日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から「京都府立図書館視覚障害者等サービス規程」と名称を変更し施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。